

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示

字の区域の変更

土地改良法による換地処分(二件)

土地改良事業の認可(九件)

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定の解除(二件)

保安林の指定の解除予定(二件)

基本測量の終了

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

規 則

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第一号

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

市町村長に対する事務の委任に関する規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表中第六号の項及び第七号の項を削り、第八号の項を第六号の項とし、第九号の項を第七号の項とし、第十号の項を第八号の項とする。

附 則

この規則は、昭和五十七年一月十五日から施行する。

◇公安告示

鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取
風俗営業等取締法による聴問(二件)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年十月鳥取県条例第三十四号）の施行期日は、昭和五十七年一月十二日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

末恒第十二 四一、六〇〇円

を

末恒第十二	四一、六〇〇円
東浜第七	三二、八〇〇円

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 東浜第七団地の県営住宅の家賃については、次の表の上欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に掲げる額とする。

昭和五十七年一月十二日から昭和五十七年三月三十一日まで	二九、七〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	三一、三〇〇円

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を削る。

別表第百五十四号から第百五十七号までを次のように改める。

百五十四 卸売業許可申請手数料 十万円

百五十五 卸売業許可証書換え交付手数料 六百元

百五十六 卸売業許可証再交付手数料 千二百円

百五十七 営業所小売業許可申請手数料 一万円

別表第百五十七号の二及び第百五十七号の三を削り、同表第百五十八号から第百六十二号の二までを次のように改める。

百五十八 営業所小売業許可証書換え交付手数料 六百元

百五十九 営業所小売業許可証再交付手数料 千二百円

百六十 販売所小売業許可申請手数料 五千円

百六十一 販売所小売業許可証書換え交付手数料 六百元

百六十二 販売所小売業許可証再交付手数料 千二百円

百六十二の二 特定米穀販売業許可申請手数料 一万円

別表第百六十二号の二の次に次の一号を加える。

百六十二の三 特定米穀販売業許可証書換え交付手数料 六百元

別表第百六十三号を次のように改める。

百六十三 特定米穀販売業許可証再交付手数料 千二百円

附 則

1 この規則は、昭和五十七年一月十五日から施行する。

2 食糧管理法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百四

十四号）附則第四項の規定により従前の例によることとされる食糧管理法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第八十一号）による改正前の食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八条の二第二項の登録に係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯地区（伐株）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）

大字伐株字後道

大字伐株字後道のうち五五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字伐株字尻田四八の三の一部及びこれと一体をなす国有地

大字伐株字尻田
 大字伐株字尻田のうち四八の三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字伐株字後道五五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字道河内字二反田二一五の四及びこれと一体をなす国有地の一部

大字道河内字二反田のうち二一五の四及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯地区（坂根）の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称
 同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）

大字福成字奉公橋
 大字福成字奉公橋のうち一五三五の一部、一五三六の一部、一五三七の二の一部、一五三七の三、一五三九、一五四一の一部、一五四二の二の一部、一五四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字下り瀬四六二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字福成字

大字福成字下り瀬
 ミハカキ四九九の一部、五〇〇、五〇一の一、五〇一の二、五〇二の一部、五〇四の一部、五〇五の一部、五〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字ミツサトの全域

大字福成字畑中
 大字福成字畑中三六三の二の一部、三六三の三の一部、三六四の二、三六四の三、三六六の二、三六六の三、三六七の二、三六七の三、三六九の三、三六九の四の一部、大字福成字ハデ場畑のうち三九七の一部、三九八、三九九の二の一部、四〇一の二の一部、四〇一の二の一部、四〇一の三、四〇一の四の一部、四〇一の五の一部、四〇二から四〇五まで、四〇六の一から四〇六の三まで、四〇七の一から四〇七の四まで、四〇八、四一〇、四一一、四一一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福成字下り瀬のうち四五八の二の一部、四六二の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福成字奉公橋一五三五の一部、一五三六の一部、一五三七の二の一部、一五三七の三、一五三九、一五四一の一部、一五四二の二の一部、一五四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福成字畑中
 大字福成字畑中三九七の一部、三九八、三九九の二の一部、四〇一の二の一部、四〇一の二の一部、四〇一の三、四〇一の四の一部、四〇一の五の一部、四〇二から四〇五まで、四〇六の一から四〇六の三まで、四〇七の一、四〇七の二、四〇八、四一〇、四一一、四一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字畑中三六二の二の一部、三六二の二の一部、三六二の三、三六二の六、三六三の二の一部、三六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福成字畑中
 大字福成字畑中のうち三六二の二の一部、三六二の二の一部、三六二の三、三六二の六、三六三の二、三六三の三、

三六四の二、三六四の三、三六六の二、三六六の三、三六七の二、三六七の三、三六九の三、三六九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福成字荒神前の全域

大字福成字ミハカキ

大字福成字ミハカキのうち四九九の一部、五〇〇、五〇一の二、五〇一の二、五〇二の一部、五〇四の一部、五〇五の一部及び五〇六の一部並びに四九九の一部及び五〇〇と一体をなす国有地以外の区域、大字福成字下り瀬四五八の二の一部、四六二の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字奉公橋一五三五の一部

大字福成字堤塔

大字福成字堤塔の全域並びに大字福成字ハデ場畑四〇七の三、四〇七の四及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字福成字荒神前及び大字福成字ミツサト

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区（伐株）の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区（坂根）の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（渡一木地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十八号

河原町から申請のあつた町営土地改良（渡一木地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十九号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(佐治(飯盛山)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(末鎌地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(船越地区農業用排水)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(金屋谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十三号

八束町から申請のあつた町営土地改良(岩淵地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十四号

泊村から申請のあつた村営土地改良（宇谷地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十五号

泊村から申請のあつた村営土地改良（宇谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十六号

日野郡日野町三土四九番地三土入会林野整備組合長長谷川勝巳から申請のあつた三土入会林野整備計画については、昭和五十六年十二月二十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

三土入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月十三日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字渡一木字出ノ上エ二二五の四（次の図に示す部分に

限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字ハセツコフ九六六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字堀切レ三一〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷六〇二の三、字白髪六〇六の一、六一一、六一二の一、字坊主一四九〇の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（二十万分の一の地勢図要部修正調査）

二 作業地域 鳥取市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、船岡町、河

原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高

町、鹿野町、青谷町及び三朝町

三 終了年月日 昭和五十六年十二月二十二日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和五十七年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十七年一月十九日（火）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第三項の規定に基づき、昭和五十七年三月十四日執行予定の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十七年一月十九日(火)午前十一時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県庁第二庁舎第二十六会議室

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年一月二十七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者

倉吉市山根四五八番地

藤 本 幸 夫

鳥取県公安委員会告示第三号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年一月二十七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者

東伯郡三朝町大字大瀬五二五番地の二

山 本 暁 彦

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】